

保険・年金

国民健康保険の所得申告

国民健康保険料を算定するために、令和5年分の所得申告が必要なたへ所得申告書を送付します。期限までに提出してください。(郵送可)

期限 5月20日(月)
申告・問合せ先 保険年金課
 ☎072・433・72

国民年金

◆保険料の納め忘れはありませんか
 保険料の納め忘れが続くと、将来の老齢基礎年金や障害基礎年金、遺族基礎年金が受けられないことがあります。

◆任意加入制度
 日本に住む20歳以上60歳未満のかた(厚生年金保険加入者などを除く)は国民年金に加入し、40年間保険料を納めることで満額の老齢基礎年金を65歳から受給できます。

しかし過去に、国民年金への未加入や保険料を納め忘れた期間、免除・猶予された期間があるために満額の老齢基礎年金(今年度は

年額81万6000円)を受給できないかたや、受給資格期間(原則10年以上)を満たしていないかたなどは、申出により60歳以降でも任意加入できます。

ただし、任意加入の期間は、申出月から、年金額を増やしたいかたは65歳まで受給資格期間を満たしていないかたは70歳までです。

問合せ先 保険年金課
 ☎072・433・7274

◆保険料の法定免除制度
 次のかたは、届出により国民年金保険料が免除されます。

- ①生活保護の生活扶助を受けているかた
 - ②障害基礎年金ならびに被用者年金の障害年金(2級以上)を受けているかた
 - ③国立ハンセン病療養所などで療養しているかた
- ◆公的年金からの特別徴収(引き落とし)
 4月1日現在65歳以上のかたは、年金から市・府民税が引き落とされます。

◆任意加入制度
 日本に住む20歳以上60歳未満のかた(厚生年金保険加入者などを除く)は国民年金に加入し、40年間保険料を納めることで満額の老齢基礎年金を65歳から受給できます。

税

今年度市・府民税納税通知書を発送



納付書または口座振替で市・府民税を納付しているかたへ、納税通知書を6月上旬に発送します。

所得税の確定申告期限を延長したかたは、確定申告書の内容が納税通知書に反映されない場合があります。6月以降に課税や税額変更などを行う、納税通知書を送付します。

◆公的年金からの特別徴収(引き落とし)
 4月1日現在65歳以上のかたは、年金から市・府民税が引き落とされます。

◆任意加入制度
 日本に住む20歳以上60歳未満のかた(厚生年金保険加入者などを除く)は国民年金に加入し、40年間保険料を納めることで満額の老齢基礎年金を65歳から受給できます。

今年度市税の納期

納期月	内容
5月	固定資産税・都市計画税(1期)、軽自動車税(種別割)
6月	市・府民税(1期)
7月	固定資産税・都市計画税(2期)
8月	市・府民税(2期)
10月	市・府民税(3期)
11月	固定資産税・都市計画税(3期)
12月	市・府民税(4期)
1月	固定資産税・都市計画税(4期)

今月の納期限は、5月31日(金)です!

軽自動車の車検用納税証明書の送付を廃止

軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)運用開始に伴い、三輪以上の軽自動車については、車検時に納税証明書の提示が原則不要となりました。

◆自動車税(種別割)の納期限は5月31日(金)
 納税課 ☎072・433・7261

◆納付方法
 金融機関・郵便局・コンビニエンスストアなどのほか、スマートフォンアプリ決済なども利用できます。

◆納付相談
 納付が困難な場合は、早めにご相談ください。

◆任意加入制度
 日本に住む20歳以上60歳未満のかた(厚生年金保険加入者などを除く)は国民年金に加入し、40年間保険料を納めることで満額の老齢基礎年金を65歳から受給できます。

人材募集

貝塚市職員



詳しくは、ホームページをご覧ください。

- ①事務職上級A 5人程度
平成元年4月2日〜14年4月1日に生まれたかた
- ②事務職上級B 5人程度
平成6年4月2日〜15年4月1日に生まれたかた
- ③技術職土木 計5人程度
いずれも土木の専門知識など条件があります。

たかた 中級・平成15年4月2日〜17年4月1日に生まれたかた

④技術職化学 1人
化学の専門知識など条件があります。

⑤保育教諭 1人
平成6年4月2日〜17年4月1日に生まれ、保育士資格と幼稚園教諭普通免許の両方取得した、または令和6年10月までに取得見込みのかた

⑥水道工員 1人
平成元年4月2日〜18年4月1日までに生まれ、普通自動車運転免許がある、または令和6年10月までに取得見込みのかた

⑦土木工員 1人
平成元年4月2日〜18年4月1日までに生まれ、普通自動車運転免許がある、または令和6年10月までに取得見込みのかた

⑧消防職上級 2人
日本国籍があり、平成10年4月2日〜14年4月1日に生まれ、職務遂行に必要な体力があり健康なかた

◆給食調理員 1人
昭和38年4月2日以降に生まれ、令和6年4月30日時点で調理業務に3カ月以上従事した経験があるかた

◆理学療法士 1人
平成7年4月2日以降に生まれ、理学療法士免許があるかた

ある 申請 随時(インターネットのみ)
 採用日 令和6年度中
 問合せ先 人事課 ☎072・433・7324

◆給食調理員 1人
昭和38年4月2日以降に生まれ、令和6年4月30日時点で調理業務に3カ月以上従事した経験があるかた

◆理学療法士 1人
平成7年4月2日以降に生まれ、理学療法士免許があるかた

◆看護師 若干名
昭和60年4月2日以降に生まれ、看護師免許があるかた

◆給食調理員 1人
昭和38年4月2日以降に生まれ、令和6年4月30日時点で調理業務に3カ月以上従事した経験があるかた

◆理学療法士 1人
平成7年4月2日以降に生まれ、理学療法士免許があるかた

◆任意加入制度
 日本に住む20歳以上60歳未満のかた(厚生年金保険加入者などを除く)は国民年金に加入し、40年間保険料を納めることで満額の老齢基礎年金を65歳から受給できます。